

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、和歌山県漁業調整規則（令和2年和歌山県規則第63号。以下「規則」という。）第4条第1項第1号に掲げるうなぎ稚魚漁業について、同規則第11条第1項の規定により同項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容等

(1) 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
うなぎ稚魚漁業	10	定めなし	有田川のうち有田市保田橋下流端から下流の区域。ただし、和歌山下津港北箕島地区西端の突堤突端から箕島漁港北端を見通した線以西の区域を除く。	1月11日から4月30日まで	1 漁業の根拠地を和歌山県内に有する者又はその者を構成員に含む根拠地を和歌山県内に有する法人 2 和歌山県内の漁業協同組合に所属する者 3 操業区域に漁業権を有する漁業協同組合の同意を得た者
	3	和共第27号共同漁業権漁場区域のうち田辺市天神崎丸山東端から西牟婁郡白浜町番所山を見通した線以西の区域（ただし、陸岸から沖合300m以内に限る。）及び芳養川のうち同市保原橋下流端から下流の区域			
	3	和共第27号共同漁業権漁場区域のうち田辺市上屋敷元税関北側右標以西同市天神崎丸山東端から西牟婁郡白浜町番所山を見通した線以東の区域（ただし、陸岸から沖合300m以内に限る。）及び会津川のうち同市高雄大橋下流端から下流の区域			
	2	和共第27号共同漁業権漁場区域のうち田辺市東山新庄町界から田辺市白浜町界に至る区域（ただし、陸岸から沖合300m以内に限る。）及び田辺市新庄町内之浦干潟並びにこれらの接続水域（ただし、河川については、第五橋梁までとする。）			
	2	富田川のうち西牟婁郡白浜町紀勢本線富田川鉄橋下流端及び同町富田川河口左岸突堤右側付け根から南東に引いた直線から同町カラス岩最西端から南北に引いた線に囲まれた区域			
	4	和共第37号共同漁業権漁場区域のうち次に掲げる区域（ただし、陸岸から沖合30m以内に限る。）（経緯度数値は世界測地系とする。） (1) 東牟婁郡串本町串本串本新港北防波堤突端から同港岸壁の北緯33°28'32"の線に至る区域 (2) 串本漁港内の北緯33°27'50" 東経135°46'54.40" 所在の防波堤突端から陸岸を経て北緯33°27'49.30" 東経135°46'55" 所在の防波堤突端を順次結んだ区域			
	7	和共第37号共同漁業権漁場区域のうち次に掲げる区域（経緯度数値は世界測地系とする。） (1) 東牟婁郡串本町串本串本新港南防波堤突端から同港岸壁の北緯33°28'32"の線に至る区域（ただし、陸岸から沖合30m以内に限る。） (2) 串本新港南防波堤突端から串本漁港内和歌山東漁業協同組合上架施設を経て北緯33°27'50" 東経135°46'54.40" 所在の防波堤突端に至る区域（ただし、陸岸から沖合30m以内に限る。） (3) 東牟婁郡串本町二色袋港砂揚場前岸壁南東端から同町潮岬アンドン鼻に至る区域（ただし、陸岸から沖合300m以内に限る。）			
	4	和共第37号共同漁業権漁場区域のうち東牟婁郡串本町蘆野川橋杭岩北端から同町串本串本新港北防波堤突端に至る区域（ただし、陸岸から沖合300m以内に限る。）			
8	和共第38号共同漁業権漁場区域のうち次に掲げる区域 (1) 大島漁港北防波堤突端から同漁港南防波堤突端に至る区域（ただし、陸岸から沖合30m以内に限る。） (2) 大島港北防波堤突端から同港南防波堤突端に至る区域（ただし、陸岸から沖合30m以内に限る。） (3) 大島港南防波堤南西端から東牟婁郡串本町大島通称水谷護岸南端に至る区域（ただし、陸岸から沖合300m以内に限る。） (4) 東牟婁郡串本町大島通称猪喰鼻から同字通称ナギの谷に至る区域（ただし、陸岸から沖合300m以内に限る。）				

10	(1) 伊串漁港東防波堤突端と東牟婁郡串本町姫通称ガ二島南端を結ぶ線、ガ二島南端から国道42号線沿い波返し堤防西端見通し線、姫川下流第五橋梁上流端、同町伊串紀勢本線伊串川鉄橋上流端及び陸岸によって囲まれた区域 (2) 漁業基点第300号、漁業基点第300号から東牟婁郡串本町金山見通し線上200mの点、同町西向通称前ノ磯突端及び同字通称目津の磯突端を順次結んだ線、神野川下流第一橋梁下流端及び陸岸によって囲まれた区域
12	古座川のうち東牟婁郡串本町紀勢本線古座川鉄橋下流端から下流同町古座大橋下流端に至る区域
11	下田原漁港南防波堤突端と同漁港西防波堤突端を結んだ線、田原川下流第二橋梁上流端及び陸岸によって囲まれた区域
4	東牟婁郡串本町津荷115番地先の磯東端と津荷漁港東防波堤突端を結ぶ線、津荷川下流第三橋梁上流端及び陸岸によって囲まれた区域
5	和共第42号共同漁業権漁場区域のうち東牟婁郡那智勝浦町大字下里磯崎から同町大字粉白懐山頂上を見通した線、太田川下流第一橋梁下流端及び陸岸によって囲まれた区域
4	和共第42号共同漁業権漁場区域のうち東牟婁郡那智勝浦町大字浦神岩屋崎と同大字通称蛙子鼻を結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域(ただし、自然海岸にあっては陸岸から沖合300m以内、人工海岸にあっては陸岸から沖合30m以内に限る。)
4	和共第45号共同漁業権漁場区域のうち次の各点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた区域(ただし、自然海岸にあっては陸岸から沖合300m以内、人工海岸にあっては陸岸から沖合30m以内に限る。) ア 漁業基点第335号 イ アの点から138°23' 220mの点 ウ 漁業基点第340号から261°33' の方位線上、同基点と対岸との中央点 エ 漁業基点第336号 オ エの点から漁業基点第352号を見通した線と、東牟婁郡那智勝浦町金光坊島中心から同町綱切島中心見通し線との交点 カ 金光坊島中心から綱切島中心見通し線と、キの点から東牟婁郡那智勝浦町ナキワノ鼻見通し線との交点 キ 漁業基点第349号
4	(1) 和共第45号共同漁業権漁場区域のうち次の各点を順次結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域(ただし、自然海岸にあっては陸岸から沖合300m以内、人工海岸にあっては陸岸から沖合30m以内に限る。)並びに那智川のうち下流第三橋梁上流端から下流の区域 ア 漁業基点第349号 イ 東牟婁郡那智勝浦町金光坊島中心から同町綱切島中心見通し線と、アの点から同町ナキワノ鼻見通し線との交点 ウ アの点からナキワノ鼻見通し線と、エの点から漁業基点第351号見通し線との交点 エ 漁業基点第350号 (2) 和共第44号共同漁業権漁場区域のうち次の各点を順次結んだ線、湯川川下流第二橋梁下流端及び陸岸によって囲まれた区域(ただし、自然海岸にあっては陸岸から沖合300m以内、人工海岸にあっては陸岸から沖合30m以内に限る。) ア 漁業基点第331号 イ ウの点から東牟婁郡那智勝浦町筆島東端見通し線と、アの点から漁業基点第325号見通し線との交点 ウ 漁業基点第330号
5	(1) 大地漁港北防波堤突端と同漁港南防波堤突端を結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域 (2) 森浦湾のうち北緯33°35'49" (世界測地系)の線、与根子川下流第三橋梁下流端及び陸岸によって囲まれた区域
3	船瀬漁港西防波堤突端と同漁港東防波堤突端を結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域
3	和共第37号共同漁業権漁場区域のうち出雲漁港西防波堤突端から串本漁港内和歌山東漁業協同組合上架施設前岸壁西端に至る区域(ただし、自然海岸にあっては陸岸から沖合300m以内、人工海岸にあっては陸岸から沖合30m以内限り、東牟婁郡串本町出雲浅海交差点前防波堤を除く。)

(2) 許可又は起業の認可に付ける条件

知事が、規則第11条第4項に基づく許可又は起業の認可をするときは、次に掲げる条件を付けることがある。

- ア 免許を受けた漁業の妨害をしてはならない。
- イ 日の出から日没までの間は、操業をしてはならない。
- ウ 操業に従事するときは、和歌山県が確認した腕章をつけ、運転免許証等の本人確認書類を携帯しなければならない。
- エ 全国のうなぎ養殖業の池入れ数量管理のために、和歌山県が操業停止の指示をした場合は、これに従わなければならない。
- オ 知事の指示に従い、操業及び採捕の実績を別に定める様式により、報告しなければならない。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年10月25日から令和6年11月26日まで

なお、2に掲げる期間に申請した規則第11条第4項に基づく許可の有効期間は、令和7年1月11日から令和7年4月30日までとする。